

秩父市役所本庁舎等建設工事設計業務プロポーザル 参加表明書提出に係る質問回答書

平成24年7月31日

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
1	プロポーザル説明書	4. (2). ①	4. 参加資格要件、(2) 代表企業枠要件、①第一次審査参加条件、イに「庁舎とは、国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設とする。」とありますが、警察署、消防署、裁判所は含むと考えてよろしいでしょうか。	国、地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設に、警察庁舎、消防庁舎、裁判所は含みません。
2	プロポーザル説明書	4. (2). ①	警察署庁舎、消防本部庁舎は、同種でよいですか。	
3	参加表明書作成要領	2. (8)	2. (8) 積算主任担当者の実績に関して、「同種、類似またはその他業務」とありますが、その他業務とは、同種、類似以外の業務全般と理解してよろしいですか。制約条件がありましたら教示願います。	その他業務とは、参加表明書作成要領7. (4)に記載の業務となります。
4	参加表明書作成要領	2. (11)	2. 業務実施上の条件（代表企業枠対象）について「(11) 応募者又は協力事務所が、他の応募者の協力事務所となっていないこと。」とありますが、平成21年国土交通省告示第15号以外の専門分野（例えば、ホール舞台機構、照明、音響に関する専門分野）については、協力事務所の絶対数が少ないため、応募に際し協力事務所の重複は避けられないと思われまます。当該分野の協力事務所の重複を認めていただけないでしょうか。	平成21年国土交通省告示第15号以外の専門分野（劇場コンサルタント、音響設計、ホール舞台機構、オフィスコンサルタント等）については、協力事務所の重複を認めます。なお、その際は、参加表明書様式9「分担業務分野の追加」を作成して下さい。また、告示第15号に規定する建築（意匠）以外の分野（構造、電気、機械）及び積算を協力事務所に再委託する場合は、参加表明書様式8「協力事務所の概要」を作成して下さい。
5	参加表明書作成要領	2. (11)	参加表明書作成要領の2. 業務実施上の条件（代表企業枠対象）の(11)で“応募者又は協力事務所が、他の応募者の協力事務所となっていないこと”と有ります。今回の施設内容に1110席のホールが含まれるので、劇場コンサルタント、音響設計の協力事務所を加え設計検討する必要がありますが、国内でもその数は非常に少なく、協力事務所の重複不可の条件がある場合、限られた応募者しか参加できず、公平性が保てないとも考えられます。協力事務所については重複可能とならないでしょうか。	
6	参加表明書作成要領	5. (4). ①	5. (4)事務所の業務実績について、「①業務実績は、平成4年4月1日以降に設計業務が完了し、施工中または完成した」とありますが、昨年度に設計業務が完了し、現在、発注手続中で今年度中に着工予定の業務も含むと考えてよろしいでしょうか。	工事契約が完了していない場合、実績には含みません。
7	参加表明書作成要領	5. (4). ①	5. 参加表明書の記入要領及び注意事項（代表企業枠対象）、(4)事務所の業務実績、①業務実績は、平成4年4月1日以降に設計業務が完了し、施工中または完成した延べ面積5,000㎡以上の庁舎かつ500席以上の劇場・ホールであること。とありますが、設計業務が完了しており、現在施工者選定中の物件について、業務実績と考えてよろしいでしょうか。	

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
8	参加表明書 作成要領	5. (4) 5. (5) 5. (6)	5. 参加表明書の記入要領及び注意事項（代表企業枠対象）、（4）事務所の業務実績、（5）事務所の免震構造による業務実績、（6）事務所の受賞実績、に海外の施設も含むと考えてよろしいでしょうか。	お見込の通り、左記の業務についても、海外における実績を含みます。ただし、添付資料が外国語による場合は、和訳資料も添付して下さい。
9	参加表明書 作成要領	7. 表1	7. 用語の説明において、条件として「平成4年4月1日以降に業務の契約履行が完了し、施工中または完成した建物の設計業務の実績」「※設計業務とは、基本設計及び実施設計業務とする。」とありますが、平成4年4月1日以降に実施設計業務が完了したものであれば、基本設計業務の完了は平成4年4月1日以前でも条件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	実施設計が平成4年4月1日以降の完了であれば、基本設計がそれ以前の完了でも条件を満たします。
10	参加表明書 作成要領	7. 表1	7. 表1B①同種業務において「延べ面積5000㎡以上の庁舎」には、警察庁舎、消防庁舎も含むと考えて宜しいでしょうか。	質問1の回答をご参照下さい。
11	参加表明書 作成要領	7. 表1	7. 表1B①同種業務において「500席以上の劇場・ホール」には、ホール内装・舞台設備・音響計画等の設計に携わった大規模改修設計業務も含むと考えて宜しいでしょうか。	7. 表1に記載の設計業務とは、建築基準法で定義する「建築」に含まれる「新築」「増築」「改築」に係る設計業務を対象とします。なお、参加表明書作成要領5（5）事務所の免震構造による業務実績は、改修設計も実績として含みます。
12	参加表明書 作成要領	7. 表1	7. 表1B①同種業務において「500席以上の劇場・ホール」には、同一の施設で複数のホールを有するとき、施設内のホールの席数の合計が500席以上であれば、同種業務と考えて宜しいでしょうか。	1つのホールにつき500席以上の場合のみ同種業務とします。ご質問の場合は、同種業務には含まれません。500席未満の場合は類似業務となります。
13	参加表明書 様式	共通	参加表明書各様式に添付する各資料はA4判タテとありますが、A3判資料を添付する場合は、折込みA4判とすることでよろしいでしょうか。	お見込の通り、添付資料がA3判となる場合は折込みA4判として下さい。
14	参加表明書 様式	様式3	事務所の業務実績（様式3）に関して、下記の要素において得点の優劣があればご教示ください。（施設面積の大小、免震構造の有無、用途が複合か単独か）	5,000㎡以上の庁舎、500席以上の劇場・ホールであれば、施設面積の大小、免震構造の有無、用途が複合か単独かによる得点の優劣はありません。
15	参加表明書 様式	様式3	様式3 庁舎、事務所を含む複合施設の場合、延べ面積5000㎡は当該用途部分の面積を指すと考えてよろしいでしょうか。	庁舎、事務所を含む複合施設の場合の延べ面積5,000㎡は、庁舎用途部分のみを対象とします。
16	参加表明書 様式	様式3	様式3 事務所の業務実績について、大規模改修等の実績は含まれるでしょうか。	質問11の回答をご参照下さい。

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
17	参加表明書 様式	様式3 様式6 様式7	(様式-3, 6, 7)において記載する同種、及び類似実績とは、指定規模の新築及び改築の設計に限る(改修等の設計実績は対象としない)ことになりますか。	質問11の回答をご参照下さい。
18	参加表明書 様式	様式4	事務所の免震構造による業務実績(様式4)に関して、下記の要素において得点の優劣があればご教示ください。(同種業務、類似業務、その他業務、施設面積の大小)	免震構造であれば、同種業務、類似業務、その他業務、施設面積の大小による得点の優劣はありません。
19	参加表明書 様式	様式4	様式4について、免震構造の実績には、時期や同種などの条件が無いものと考えて宜しいでしょうか。	免震構造の実績については、参加表明書作成要領5.(5)に記載の通りです。時期や同種等の条件はありません。
20	参加表明書 様式	様式5	事務所の受賞実績(様式5)に関して、賞の種類による得点の優劣があればご教示ください。	受賞数を評価します。なお、賞の種類別、受賞内容に関しては選定委員会の審議対象とします。
21	参加表明書 様式	様式8 様式9	様式8及び様式9について、各種コンサルや音響設計などの協力を考えますと、他社との重複が予想されます。つきましては、他社との重複も可能と考えて宜しいでしょうか。	質問4,5の回答をご参照下さい。
22	参加表明書 様式	様式9	様式9 新たに追加する分担業務分野について、他の応募者と重複することについて問題はありませんか。	質問4,5の回答をご参照下さい。
23	参加表明書 添付資料	—	PUBDISの業務カルテ詳細情報や業務実績確認資料は、各様式で重複した場合は、同一物件一資料でよいですか。受賞実績確認資料も前記同様でよいですか。	1つの業務実績を複数の様式の実績として記入した場合、実績を確認することができる添付資料の右上に複数の様式番号を記載するとともに、2番目以降の様式の該当業務名部分に(「様式○+該当番号」に同じ)と記載して下さい。
24	参加表明書 添付資料	—	掲載する実績等が重複する場合、2番目以降の実績等を確認する添付資料は省略しても宜しいでしょうか。	
25	参加表明書 添付資料	—	参加表明書各様式に添付する各資料は、1つの業務実績を複数の様式の実績として記入した場合、実績を確認することができる書類の右上に複数の様式番号を記載することよろしいでしょうか。	

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
26	参加表明書 添付資料	—	建築士事務所登録書の写し、管理技術者、各担当主任技術者の保有資格証明書の写し等は、添付資料としての必要はないと考えてよろしいでしょうか。	添付の必要ありません。
27	共通	—	私立音楽大学の劇場・ホールで、一般市民に利用開放しているものは、同種でよいですか。	学校等付属の劇場・ホールで、不特定かつ多数の者が利用できる500席以上の劇場・ホールについては同種業務とします。ただし、その場合は、当該ホールの主要用途が劇場・ホール等と記載されている確認申請書（第一面～第五面）の写しを添付資料として提出して下さい。